

○島田市しまトレ実施事業費補助金交付要綱

平成30年3月29日

告示第79号

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者の介護予防を推進し、及び地域での自立した生活を支援するため、高齢者に対ししまトレを行う事業を実施する市民又は市内に活動の拠点を置く団体（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「しまトレ」とは、高齢者の介護予防を推進するものとして市長が別に定める体操をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において高齢者等を一箇所に集めてしまトレを行う次に掲げる要件を満たす事業を実施するために必要な物品を購入する事業であって、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 主に65歳以上の高齢者を含めた市民を対象として実施するものであること。
- (2) 1週当たり1回以上実施するものであること。
- (3) 1回の実施につき5人以上の参加者が見込まれること。
- (4) 地域の集会所等、高齢者等が気軽に利用できる場所で実施するものであること。
- (5) 団体等が主体となって実施し、運営するものであること。
- (6) 参加を希望する者を積極的に受け入れるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある事業
- (2) 専ら特定のサークル活動等を行うことを目的とするものであると認められる事業
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするものであると認められる事業
- (4) 営利を目的とする事業
- (5) 実施する場所の所有者以外の団体等が申請する事業であって、当該所有者の承

諾が得られていない事業

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、一の事業につき1回とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等は、あらかじめ、規則第13条第1号ア又はイに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式）

(2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書

(3) 見積書その他の補助対象経費の金額が確認できる書類（以下「見積書等」という。）の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする団体等のうち概算払を受けようとするものは、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費のうち別表に掲げる区分を変更しようとすること。

(2) 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとすること。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けた日から起算して5年間は、補助金の交付を受けた事業を継続しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(3) 市長の承認を受けて補助対象事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その補助金の全部又は一部を市に納付させることがあるこ

と。

(4) 前号に規定する財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(交付の決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号ア又はイに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体等に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体等が第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 変更後の見積書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請書の提出をした団体等に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体等は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 補助対象事業に要した経費の領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第10条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金

交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた団体等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の確定を受けた団体等が補助金を請求しようとするときは、前条の補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求手続)

第12条 補助金の交付の決定を受けた団体等が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第9号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限の期間)

第13条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市しまトレ実施事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額	限度額
1 テレビの購入費	補助対象経費の額（補助対象経費について国、県、市等から補助金等の交付を受けている場合にあっては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額）以内の額	5万円（DVD等再生機器を内蔵するテレビを購入する場合にあっては、6万円）
2 DVD等再生機器（テレビと接続するための付属品を含む。）の購入費（DVD等再生機器を内蔵するテレビ		1万円

を購入する場合を除く。)		
3 椅子（しまトレを行うことができるものに限る。）の購入費		10万円